

# 農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想



令和5年9月

南 魚 沼 市

# 目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
1	農業経営の指標	
2	経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標	
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	10
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	10
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	11
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	12
1.	地域計画推進事業に関する事項	
2.	利用権設定等促進事業に関する事項	
3.	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	
4.	農業協同組合が行う農作業委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	
5.	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	
6.	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項	
7.	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関する必要な事項	
第6	その他	26
別紙1	(第4の1(1)⑥関係)	27
別紙2	(第4の1(2)関係)	28

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 南魚沼市は、新潟県の南部に位置し、魚沼山脈の麓の中山間地帯及び本市を南北に縦断する魚野川沿岸の平坦地と、魚野川に流れ込む中小河川の扇状地からなっており、その立地条件を活かして稲作を主体とする農業生産が展開されている。

また、園芸品目では、カリフラワー、ズッキーニ、ミニトマト、ふきのとう、ジャクヤク、さつまいも、すいか、ユリ切り花、アスパラガス、かぐらなんばん、大崎菜の重点推進品目の安定生産に向けた取り組みを進めている。

2 農業構造については、農業就業者の高齢化の進行や担い手の不足が深刻な問題となっている。農地が農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない場合は荒廃農地化の恐れがあり、放置すれば周辺農地の耕作に大きな支障を及ぼす恐れがある。

このような状況に対応するため、認定農業者の育成や農業経営の組織化・法人化、担い手への農地集積・集約化を、地域計画の話合い等を通じた地域の合意形成を図りながら進めるとともに、稲作においては、需要に応じた米生産と消費者から信頼される安全・安心で高品質・良食味の米作りを、園芸においては、ブランド品目の品質向上と稲作農家への園芸品目の導入・拡大を推進する必要がある。また、土地利用型農業においては、堆肥を活用した土づくりを推進し、南魚沼広域有機センターの利用促進を図る。

3 以上より農業構造の現状及び今後の見通しを踏まえ、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

なかでも地域農業の核となる経営体の育成に当たっては、主たる従事者が他産業並の労働時間で、他産業従事者と遜色のない生涯所得を目指すことを基本とし、これら経営体が農業生産の大宗を担う農業構造を確立することを目標とする。

### 【望ましい経営体像】

主たる従事者が他産業従事者並の労働時間で、他産業従事者と遜色ない所得を確保し得る生産性の高い農業経営の実現を目指す。

○主たる従事者1人当たり年間労働時間：1,800～2,000時間

○主たる従事者1人当たり年間所得：400万円程度

### (1) 核となる経営体が大宗を占める農業構造の実現

地域の中で十分な話し合いによる合意形成を基本に、地域の実態に即した活動を促進し、農地中間管理事業、農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第4条の規定により新潟県知事に指定された農地中間管理機構。以下同

じ。)が行う特例事業等の活用により、経営体等への農用地の利用集積及び集約化の促進を図るとともに、6次産業化や園芸複合等による多様な経営体の育成を推進する。

## (2) 兼業農家の位置づけ

兼業農家については、地域農業の重要な担い手として位置づけ、経営の複合化や規模拡大に取り組もうとする中核的農家との役割分担を明確にして、地域全体の発展を目指す。

4 農業協同組合と連携をとりながら、都市圏の若者世代など、さらなる需要の取り込みを図ることを目的とし、「南魚沼産コシヒカリ」の普及促進に取り組んでいく。

また、各種助成措置を活用しながら、園芸の重点推進品目やきのこ（菌床しいたけ・エノキダケ・エリンギ）を拡大するほか、そば・大豆・稲わら細工用稲の作付けに積極的に取り組み、専業農家を中心に米だけに頼らない安定的な農業を目指す。

5 将来の農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るための自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

第1に、農業協同組合、農業委員会、南魚沼地域振興局農林振興部等と連携し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするために話し合いを推進する。更に望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して経営診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるように誘導する。

第2に、農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、現在実施している農業委員会を核とした農用地の利用集積に係る情報の収集・分析活動の一層の活性化、農業委員などによる掘り起こし活動の強化等により、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けて利用権設定等を推進する。

これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を積極的に展開し、集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

荒廃農地については、今後荒廃農地となる恐れがある農地を含め農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画（以下「農業経営改善計画」という。）の認定を受けた農業者若しくは組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に荒廃農地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等の土地利用型農業が主である集落で、効果的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進し、農用地利用改善団体の設立を目指す。

また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に示すよう指導する。特に、認定農業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人及び特定農業団体制度についての普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進することとし、農用地利用改善団体の設立とともに特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

第3に、このような農地の貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし農業協同組合と連携を密にして、農地の貸借の促進と農作業受委託の推進を一体的に進め、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

また、併せて集約的な経営展開を助長するため、南魚沼地域振興局農林振興部の指導等により、新規園芸品目の導入や既存園芸品目の規模拡大、技術改良により高付加価値農産物の生産に努め高収益化を推進する。

第4に、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置を占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置を担っており、オペレーターの育成、受委託の推進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

また、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

なお、本市の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

第5に、効果的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化し、地域資源の有効活用及び維持管理、農村の親睦、融和の更なる発展が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう効果的・安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他のサラリーマン農家等にも法、その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造再編の意義について、理解と協力を求めていくものとする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度及び法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、この制度を望ましい経営及び経営体の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用の認定農業者及び認定新規就農者への集積はもちろんのこと、そ

の他の支援策についても認定農業者及び認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求め制度の積極的活用を図るものとする。

更に地域の面的な広がりを対象としたほ場整備事業の実施に当たっても、当該地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。関係機関が協力しながら認定農業者及び認定新規就農者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会等の開催を行う。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる発展に資するため、当該計画の実践結果について助言等を行う専門家の活用を促すとともに、これらを踏まえた新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6 農業を巡る諸情勢の変化に的確に対応するため、認定農業者等経営体の確保・育成、それらへの農地利用集積を一層加速するとともに、それぞれの地域の実態に即して、経営体に加え集落営農組織などの多様な担い手を中心とした効率的な営農体制（地域農業システム）の確立を進めていく。

7 特に地域農業の核となる担い手の確保・育成を最重要課題として捉え、地域の実情に即した組織化・法人化の推進や認定農業者への農地利用集積を加速する取組を総合的に進めることにより、経営体への発展と体質強化、及び地域農業の再編を進めていく。

具体的には、認定農業者の育成や農業経営の組織化・法人化を地域の合意形成を図りながら進めるとともに、経営の体質強化に向けて、経営の多角化・複合化、流通・販売部門への参入促進の取組などを進める。

特に、中山間地域等、大規模農家の確保が困難な地域においては、兼業農家や小規模農家、高齢農家が参画する集落営農の組織化・法人化を進める。

8 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

(1) 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

年によって変動はあるが、本市の令和3年の新規就農者は20人で、引き続き将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に向け、新潟県が策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新規就農者の確保目標280人を踏まえ、本市においては新規就農者の確保目標を年間9人とする。

(2) 就農・就業者の確保・育成の基本方針

親元就農、新規参入及び農業法人等への就業等の多様な就業形態で意欲ある人材を積極的に確保するとともに、中高年齢者にあっても地域実態に即し、他産業従事経験を活かして近代的な農業経営を担うにふさわしい者となる人材を確保する。

◇ 新規就農・就業者の確保・育成対象

ア 農業経営に意欲的な者で、かつ、優れた経営を展開する経営体への発展を目指している者。

イ 組織経営体への積極的な参入を目指している者。

ウ ア又はイに加えて、地域農業での中心的な活動が期待できる者。

(3) 将来の経営体を担うべき人材の能力

従来の農家経営から家計と農業経営を区分し、的確に経営内容を把握するためには、経営管理能力を備えることが基本である。特に組織経営体においては、規模拡大や新規部門の開拓、従業員の福利厚生等の企業的な経営感覚が必要である。このため、様々な経営課題に対応できる能力を持った人材の育成に努める。

(4) 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

南魚沼市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間労働時間（主たる従事者1人当たり概ね1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には概ね他産業従事者と遜色ない所得（3に示す主たる従事者1人当たり年間所得）の8割を目標とする。

ただし、新規参入者、農家世帯員であって親から独立した経営を開始する者にあっては、経営開始時の経営リスクが大きいため、主たる従事者1人当たり年間所得の概ね5割を目標とする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

目標とする経営体の効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本市及び県内で展開している優良事例をモデルとして、主要な営農類型を例示すると次のとおりである。

1 農業経営の指標  
(個別経営体)

営農類型	経営規模	生産方式
水稲 (A)	(作付面積)	(資本装備)
	水稲 7.7ha	トラクター(40ps) 1台
	加工用米 2.3ha	田植機(8条) 1台
		コンバイン(4条) 1台
(作業受託)	動力噴霧器 1台	
水稲 7ha	トラック 2台	
	育苗ハウス 2棟	
(経営面積)	(その他)	
自作地 4ha	経営耕地は30a区画に整備	
借地 6ha	低コスト技術の導入	
	乾燥調製はカントリーエレベーター	
水稲 (B)	(作付面積)	(資本装備)
	水稲 3.8ha	トラクター(40ps) 1台
	加工用米 1.2ha	田植機(8条) 1台
		コンバイン(3条) 1台
	(作業受託)	動力噴霧器 1台
	水稲 4ha	トラック 1台
		育苗ハウス 1棟
(経営面積)	(その他)	
自作地 3ha	低コスト技術の導入	
借地 2ha	乾燥調製はカントリーエレベーター	
	機械共同利用2件	
水稲+野菜 (A)	(作付面積)	(資本装備)
	水稲 5.2ha	トラクター(30ps) 1台
	加工用米 1.7ha	田植機(6条) 1台
	西瓜 2.1ha	コンバイン(3条) 1台
	カリフラワー 0.3ha	動力噴霧器 1台
		トラック 2台
	(経営面積)	育苗ハウス 1棟
	自作地 4ha	(その他)
	借地 5ha	水稲・西瓜の輪作体系
		カリフラワーは西瓜の後作 0.3ha
	出荷規格の均一化	
	乾燥調製はカントリーエレベーター	



営農類型	経営規模	生産方式
水稲+野菜 (B)	<p>(作付面積)</p> 水稲 2.9ha 加工用米 0.9ha 西瓜 1.2ha カリフラワー 0.1ha  <p>(経営面積)</p> 自作地 3ha 借地 2ha	<p>(資本装備)</p> トラクター(30ps) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン(3条) 1台 防除機 1台 トラック 1台  <p>(その他)</p> 水稲の苗は購入 水稲・西瓜の輪作体系 カリフラワーは西瓜の後作 0.1ha 乾燥調製はカントリーエレベーター
水稲+花き	<p>(作付面積)</p> 水稲 6.9ha 花き 0.5ha 加工用米 1.6ha  <p>(経営面積)</p> 自作地 4ha 借地 5ha	<p>(資本装備)</p> トラクター(40ps) 1台 田植機(6条) 1台 コンバイン(3条) 1台 トラック 2台 ハウス 5棟  <p>(その他)</p> 乾燥調製はカントリーエレベーター
酪農+水稲	<p>(飼養頭数)</p> 経産牛 45頭  <p>(作付面積)</p> 水稲 3ha 加工用米 1ha  <p>(経営面積)</p> 自作地 2ha 借地 2ha	<p>(資本装備)</p> トラクター(20ps) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン(3条) 1台 ミルカー 1式 バルク 1基 バーンクリーナー 1式 牛舎 1棟 堆肥舎 1棟 トラック 1台  <p>(その他)</p> 高泌乳牛を飼養 水稲の苗は購入 乾燥調製はカントリーエレベーター

営農類型	経営規模	生産方式
養豚＋水稻	<p>(飼養頭数)</p> 種雌豚 130 頭 肥育豚 1,180 頭  <p>(作付面積)</p> 水稻 1.5ha 加工用米 0.5ha  <p>(経営面積)</p> 自作地 2ha  機械共同利用 2 件	<p>(資本装備)</p> トラクター(20ps) 1 台 田植機(4 条) 1 台 コンバイン(3 条) 1 台 給餌システム 1 式 糞尿処理施設 1 式 種豚舎 1 棟 肥育舎 1 棟 トラック 1 台  <p>(その他)</p> 水稻の苗は購入 乾燥調製はカントリーエレベーター
きのこ エノキタケ	<p>(所有ビン)</p> 80,000 本 回転数 5.5 回	<p>(資本装備)</p> 栽培舎(作業所を含む) 1 棟 空調施設 1 式 栽培機械器具 1 台 トラック 1 台  <p>(その他)</p> 周年栽培
きのこ＋水稻	<p>(菌床数)</p> 椎茸 3 万床  <p>(作付面積)</p> 水稻 2.3ha 加工用米 0.4ha きのこハウス 0.3ha  <p>(経営面積)</p> 自作地 2ha 借地 1ha	<p>(資本装備)</p> トラクター(20ps) 1 台 田植機(4 条) 1 台 コンバイン(3 条) 1 台 トラック 1 台 ハウス 3 棟  <p>(その他)</p> 水稻の苗は購入 乾燥調製はカントリーエレベーター
水稻＋果樹(A)	<p>(作付面積)</p> 水稻 2.3ha 加工用米 0.7ha 果樹 2ha  <p>(経営面積)</p> 自作地 3ha 借地 2ha	<p>(資本装備)</p> 管理機は協同 トラクター(30ps) 1 台 田植機(4 条) 1 台 コンバイン(3 条) 1 台 トラック 1 台  <p>(その他)</p> 果実については加工用ぶどう 栽培はレインカット方式

営農類型	経営規模	生産方式
水稻＋果樹（B）	（作付面積） 水稻 2.3ha 加工用米 0.7ha 果樹 1ha  （経営面積） 自作地 3ha 借地 1ha  機械共同利用2件	（資本装備） 管理機は協同 トラクター（20ps） 1台 田植機（4条） 1台 コンバイン（3条） 1台 トラック 1台  （その他） 果実については加工用ぶどう 栽培はレインカット方式

（組織経営体）

営農類型	経営規模	生産方式
水稻（主たる従事者3人）	（作付面積） 水稻 20ha 加工用米 3ha 輸出用米 3ha  （経営面積） 自作地 8ha 借地 18ha	（資本装備） トラクター（40ps） 2台 田植機（6条） 2台 コンバイン（4条） 2台 動力噴霧器 2台 トラック 2台 育苗ハウス 3棟  （その他） 低コスト技術の導入 機械銀行リースの活用 乾燥調製はカントリーエレベーター

2 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

[経営管理の方法]

- （1）経営体自ら農業経営改善計画を作成し、計画的な営農を实践
- （2）家計部門を明確に区分し、パソコン等を活用し、農業部門だけで合理的・経済的な経営管理を行い、複式簿記・青色申告を实施
- （3）経営企画力の向上等により熟度を高め法人化へ移行
- （4）経営管理に関する専門家の活用や研修等への積極的な参加
- （5）兼業経営は、土地条件や労働力に合わせて無理のない経営規模を選択し、その上、農業機械の共同利用により経費の削減を図る

#### [農業従事の態様]

- (1) 家族経営協定の締結による就業環境等の整備
- (2) 給料制、休日制の導入、社会保険への加入など、雇用者等の福利厚生の上向
- (3) 労働負担の軽減を図るため、地域の労働力調整システム（農業協同組合による労働力調整システムやヘルパー等）を活用
- (4) スマート農業の導入も検討しながら農作業環境、作業方法の改善
- (5) 兼業経営は、経営規模や他産業の勤務体制に合せた作業体系とし、共同作業により互いに労働力を補完

### 第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示した目標に向かって新たに農業経営を営もうとする青年等が目指す経営指標として、経営開始5年後は概ね第2に定める農業経営の指標の規模とする。

### 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

#### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

- (1) 稲作を中心とした農作物を安定的に生産し、南魚沼市の農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、県普及指導センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。
- (2) 新たな農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入態勢の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施等のフォローアップ支援を積極的に実施し、認定農業者への移行に向けた支援策を行う。
- (3) 南魚沼市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、退職後に農業に従事する者、兼業農家など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入態勢の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

#### 2 南魚沼市が主体的に行う取組

- (1) 南魚沼市は新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県普及指導センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、移住定住の相談対応の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

- (2) 就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。その体制として南魚沼市が中心となり県農業普及センター、農業委員会、農業協同組合等関係団体（以下、農業関係団体という）が連携を取り、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一貫して行う体制を構築する。
- (3) 農業関係団体は新規就農者が地域内で孤立することがないように就農相談は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。
- (4) 農業関係団体は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要なフォローアップを行うとともに、青年等就農計画が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### 3 関係機関との連携・役割分担の考え方

農業関係団体、農地中間管理機構、農業会議は新たに農業経営を開始しようとするものに対して農地等に関する相談対応、農地等に関する情報提供、農地等の紹介・斡旋を行い、地域（地域計画の策定区域）は、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

### 4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

南魚沼市は市再生協議会及び農業協同組合と連携し、区域内における作付け品目毎の就農受入態勢、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。また、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に農地の移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けてサポートを行う。

## 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標

第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標を次のとおり設定して推進する。

また、農用地の利用の面的集積については、農地中間管理事業を中心に農地中間管理機構が行う特例事業も活用し、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の面的集積の割合を高めることを目標とする。

- (1) 担い手への集積 耕地面積（北陸農林水産統計年報）の90%程度  
<農地面積目標 5,769ha 程度>

- (2) 目標は、令和5年度とする。

## 2 経営体の育成目標

### (1) 効率的かつ安定的な農業経営として育成すべき経営体数の目標

経営形態	営農類型	育成経営体数の目標
個別経営体	水稲（A）	94 戸
	水稲（B）	293 戸
	水稲＋野菜（A）	52 戸
	水稲＋野菜（B）	64 戸
	水稲＋施設園芸	15 戸
	酪農＋水稲	7 戸
	養豚＋水稲	1 戸
	きのこ	12 戸
	きのこ＋水稲	9 戸
	水稲＋果実（A）	2 戸
	水稲＋果実（B）	1 戸
組織経営体	水稲	46 組織
計		596

(2) 目標は、令和12年度とする。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

新潟県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市の農業の地域特性である水稲を中心にした経営、一部複合経営を取り入れた多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業に関する事項
- ② 利用権設定等促進事業に関する事項

- ③ 農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
- ⑦ その他の農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組によって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 中山間地域等直接支払制度対象地域においては、制度を活用した営農継続の取組や地域資源を活かした所得確保の取組を促進する。また、地域の課題・対策を明確にするとともに集落間の連携等による営農体制づくりを推進する。

ウ 農業経営者の高齢化、後継者不足が深刻化しているが、この対応として農地の受委託促進と農地の集積を図るため各種補助事業等を積極的に活用する。また、経営の大規模化、組織化を促進するため、農区単位で地域リーダーの確保と育成を図ることとする。

更に、農用地利用改善団体に対して特定農業法人及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう助言を行う。

以下、個別事業ごとに述べる。

なお、地域計画が策定及び公告されるまでの間は、以下2のとおり利用権設定等促進事業を行う。

## 1. 地域計画推進事業に関する事項

### (1) 地域計画の策定方針について

- ① 協議の場の開催は、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における農作業の進捗度合いを考慮しながら設定することとし、開催に当たっては公報やホームページへの掲載し周知するとともに、他の農業関係の集まりを積極的に活用することとする。
- ② 参加者は、農業者、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、市、その他の関係者とし、協議の場において、農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を行うこととする。
- ③ 農業上の利用が行われる農用地等の区域は、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定するこ

ととし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ることとする。

- ④ 市は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととする。
- ⑤ 農業委員会は、地域計画に必要な目標地図の作成に当たって、農用地の出し手及び受け手の意向把握に努め、概ね10年後の担い手を反映した目標地図の素案を市の求めに応じ作成することとする。また、目標地図の記載内容に変更が生じた場合には、市の求めに応じ適宜目標地図の修正を行うこととする。

## 2. 利用権設定等促進事業に関する事項

### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。



ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は概ね利用権の設定等を行う農用地面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に規定する農業経営を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「機構法」という。）第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構若しくは独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が改正前の農業経営基盤強化促進法（以下、「旧法」という）第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員又は社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

なお、農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため、農地所有適格法人の構成員が利用権の設定等を受ける場合には、当該農地所有適格法人の経営の育成に資するようにするものとし、農地所有適格法人の経営が農外資本による実質的な経営支配、農地取得を招来しないようにする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が、主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

## (2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益算定基準及び決済の方法、その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は別紙2のとおりとする。

## (3) 開発を伴う場合の措置

① 開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする。

農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② ①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

## (4) 農用地利用集積計画の策定時期

① 法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。

- ② (5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

#### (5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときには、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

#### (6) 農用地利用集積計画の作成

- ① (5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② (5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者、又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり利用権設定等の調整が整った時は、農用地利用集積計画を定めることができる。

- ④ 農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

なお、その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会等を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。

② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払い（持分の付与を含む。）の方法、その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が旧法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

⑦ ①に規定する者が旧法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書と参考資料（法人である場合には定款の写しを含む）を市長に報告する旨

ア ①に規定する氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びの代表者の氏名）

イ ①に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ ①に規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼす影響

オ 地域の農業における他の農業者との役割分担

カ ①に規定する者が法人である場合には、その業務を執行する役員のうち、耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びに耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

⑧ ①に規定する者が旧法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、その者が撤退した場合の混乱を防止するための次の事項

ア 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

イ 原状回復の費用の負担者

ウ 原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置

エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

オ その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑨ ①に規定する者の農業経営状況

#### (8) 同意

農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られれば足りる。

#### (9) 公告

農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑧までに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告する。

#### (10) 公告の効果

市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(もしくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

#### (11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

#### (12) 紛争の処理

利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

### (13) 農地利用集積計画の取消し等

① 旧法第19条の広告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた旧法第18条第2項第6号に規定する者に対し、以下のいずれかに該当するときは、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき

② 以下のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 旧法第19条の規定による広告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた旧法第18条第2項第6号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき

イ ①の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき

③ ②の取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を市の公報に記載すること等により公告する。

④ なお、③の規定による公告があったときは、②の取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなされる。

また、農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけると共に、必要に応じて農地中間管理機構の活用を図るものとする。

## 3. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

なお、土地の自然条件、農用地の保有及び利用状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一つの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来たさない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができる。

### （3）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は（2）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

### （4）農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
  - イ 農用地利用改善事業の実施区域
  - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
  - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
  - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
  - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

### （5）農用地利用規程の認定

- ① （2）に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。
- ② 申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
  - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
  - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

- ウ (4) ①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ ②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 8 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
  - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
  - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
  - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ ②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5) の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) の①の認定をする。
  - ア ②のイに掲げる目標が(2) に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
  - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。



- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の設定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、南魚沼地域振興局農林振興部、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となつて総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により農作業受委託の促進に努めるものとする。

5. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

第1の8で示す新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標を達成するため、次の取組を進める。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 就農意欲の醸成に向けた取組

関係機関と連携を図り、就農希望者に対する積極的な就農啓発活動を行い、就農意欲を喚起するとともに、相談窓口の設置により就農希望者からの相談に対応する。また、中長期的な取組として、小中高の各段階の生徒・学生が農業に興味・関心を持てるよう、新潟県、教育機関、農業委員会、関係農業団体等と連携し、農業への理解促進等のための活動を実施する。

イ 就農希望者に対する情報提供

就農希望者のニーズに応じた研修先や就農・就業先の情報提供やマッチングを行う。

ウ 技術・経営ノウハウ習得のための支援

農業経営に必要な栽培技術や経営ノウハウ等の習得に向け、体験研修の充実・強化を行う等、栽培技術や農業経営に関する知識習得の機会を提供するとともに、経営者を目指す人材を育成する。

## (2) 新たに農業経営を営む青年等の定着に向けた取組

「地域計画」に地域の中心的な経営体として位置付けられるよう支援するとともに、農業次世代人材投資資金、青年等就農資金をはじめとする国等の支援制度の活用を図る。また、技術・経営管理能力向上のための各種研修会その他、農業普及指導センターと連携した指導や情報提供、当該青年等を集めての交流機会の提供等により定着を促進するとともに、安定的な経営体への発展を促す。

認定新規就農者については、その経営の確立に資するため、青年等就農計画の実施状況を点検し、農業委員会・農業普及指導センター・農業協同組合等の関係機関・団体が必要に応じて栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行うなど重点的に指導等を行う。さらに、当該農業者が引き続き農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導する。

## (3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については農業経営・就農支援センター、技術や経営ノウハウの習得については新潟県農業大学校、就農前後の助言・指導等フォローアップについては農業普及指導センターや農業協同組合及び指導農業士、農地の確保については農業委員会や農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

## 6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア ほ場整備事業等による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、カントリーエレベーター、野菜集出荷施設、特用林産物集出荷施設、種菌センターの農業近代化施設等を活用し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 国、県の各種補助事業を有効的に活用し、それに本市の単独事業を組み合わせながら経営体の育成と農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

### (2) 推進体制等

#### ① 事業推進体制等

農業委員会、南魚沼地域振興局農林振興部、農業協同組合、土地改良区、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

#### ② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は協力の推進に配慮する。

## 第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附 則

この基本構想は、平成22年6月7日から施行する。

### 附 則

この基本構想は、平成26年9月18日から施行する。

### 附 則

この基本構想は、令和3年9月29日から施行する。

### 附 則

この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。

## 別紙1（第4の1（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合  
……法第18条第3項第2号イに掲げる事項
  - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合  
……その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合  
……その土地を効率的に利用することができることと認められること。
  - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合  
……その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号もしくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合  
……その土地を効率的に利用することができることと認められること

## 別紙2（第4の1（2）関係）

### I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

#### ① 存続期間（又は残存期間）

- 1 存続期間は1年から20年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて認められる一定の期間）とする。

ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて1年から20年とすることが相当でないと思われる場合には、異なる存続期間とすることができる。

- 2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。
- 3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。

#### ② 借賃の算定基準

- 1 農地については、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。
- 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。
- 3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。
- 4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。

#### ③ 借賃の支払方法

- 1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。
- 2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。
- 3 借賃を金銭以外のもの定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。

④ 有益費の償還

- 1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。
- 2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

**II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合**

① 存続期間（又は残存期間）

Iの①に同じ。

② 借賃の算定基準

- 1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。
- 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。
- 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。

③ 借賃の支払方法

Iの③に同じ。

④ 有益費の償還

Iの④に同じ。

**III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合**

① 存続期間

Iの①に同じ。

② 損益の算定基準

- 1 作目等ごとに、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。
- 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。

③ 損益の決済方法

Iの③に同じ。

この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という）」と読み替えるものとする。

④ 有益費の償還

Iの④に同じ。

#### IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準

土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。

② 対価の支払方法

農用地利用集積計画に定める所有権移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合などの金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。

③ 所有権の移転の時期

農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。